

協議第73号

平成16年4月15日確認

各種事務事業の取扱い（窓口業務）について

各種事務事業の取扱い（窓口業務）について別紙のとおり提出する。

平成16年4月15日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。 2 アストプラザオフィス及び駅前出張所(ポルタひさい)の開館日等については、現行のままとし、駅前出張所(ポルタひさい)の開所時間を平日、土日・祝休日とも午前8時30分からとする。
関係項目	窓口業務		

先 進 地 事 例

【潮来市】

住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。ただし、土曜日の窓口開庁業務については、本庁舎のみの対応とする。

【東かがわ市】

- (1) 電話による証明書等の時間外交付については、引き続き実施し、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 夜間役場の取扱いについては、新市において調整する。

【神流町】

- (1) 住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録や戸籍事務などいわゆる住民窓口業務に関しては、本庁舎、支所の事務執行体制に合わせてシステムの統合を検討する。検討するにあたっては、住民サービスの低下にならないように配慮する。
- (2) 土・日・祝日や昼休みの対応について、本庁舎における対応は万場町の仕組みを引き継ぐ。支所における対応は、支所の事務執行体制に合わせて検討する。

【南アルプス市】

サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用合併とする。

【新居浜市】

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。